

例1 健診契約単価が保険者の負担上限額を超える場合

決済情報
請求区分 基本的な健診+追加健診項目

受診券記載の
保険者負担上限額

窓口負担情報

窓口負担コード	負担金額	負担率	保険者負担上限額
基本的な健診項目	12000 円	%	
詳細な健診項目	円	%	
追加健診項目	円	%	
人間ドック	円	%	<input type="checkbox"/> 上限あり 円

単価情報

項目	単価(円)
基本的な健診	15000 円
詳細な健診	
追加健診	
人間ドック	円

検査項目・費用計上方法は契約内容を確認！

請求情報

基本的な健診の窓口負担金額	3000 円
詳細な健診の窓口負担金額	円
追加健診・人間ドックの窓口負担金額	0 円
単価合計金額	15000 円
窓口負担金額	3000 円
他の検診による負担金額	円
保険者への請求金額	12000 円

健診単価総合計 — 保険者負担上限額

健診単価総合計 > 保険者負担上限額のため受診券記載の保険者負担上限額

注：上記画面イメージは国保連合会システムの画面です。

例2 健診契約金額が保険者の負担上限額と同額の場合

決済情報

請求区分 基本的な健診+追加健診項目 分コード 個別健診

受診券記載の
保険者負担上限額

窓口負担情報

項目	窓口負担コード	負担金額	負担率	保険者負担上限額
基本的な健診項目	保険者の負担上限額	12000 円	%	
詳細な健診項目		円	%	
追加健診項目	受診者は負担なし	円	%	
人間ドック		円	%	<input type="checkbox"/> 上限あり <input type="text"/> 円

単価情報

項目	単価(円)
基本的な健診	12000 円
詳細な健診	
血管検査	円
心電図	円
眼底検査	円
追加健診	
赤血球数	0 円
血色素量〔ヘモグロビン値〕	0 円
ヘマトクリット値	0 円
心電図(所見の有無)	0 円
心電図(所見)	0 円
聴力(右, 1000Hz)	0 円
聴力(右, 4000Hz)	0 円
聴力(左, 1000Hz)	0 円
聴力(左, 4000Hz)	0 円
視力(右)	0 円
視力(左)	0 円
視力(右:矯正)	0 円
視力(左:矯正)	0 円
胸部エックス線検査(がん:直接撮影)	0 円
胸部エックス線検査(一般:直接撮影)(所見の有無)	0 円
胸部エックス線検査(一般:直接撮影)(所見)	0 円
人間ドック	円

検査項目・費用計上方法は契約内容を確認！

請求情報

基本的な健診の窓口負担金額	0
詳細な健診の窓口負担金額	
追加健診・人間ドックの窓口負担金額	0 円
単価合計金額	12000
窓口負担金額	0 円
他の検診による負担金額	
保険者への請求金額	12000

健診単価総合計 = 保険者負担上限額のため¥0 (受診者負担なし)となる。

健診単価総合計 = 保険者負担上限額のため受診券記載の保険者負担上限額

注：上記画面イメージは国保連合会システムの画面です。

例3 健診契約単価が保険者の負担上限額を下回る場合

決済情報

請求区分: 基本的な健診+追加健診項目 個別健診

窓口負担情報

窓口負担コード	負担金額	負担率	保険者負担上限額
基本的な健診項目: 保険者の負担上限額	12000 円	%	
詳細な健診項目	円	%	
追加健診項目: 受診者は負担なし	円	%	
人間ドック	円	%	<input type="checkbox"/> 上限あり <input type="text" value=""/>

単価情報

		単価(円)
基本的な健診		10000 円
詳細な健診	省血検査	円
	心電図	円
	眼底検査	円
追加健診	赤血球数	0 円
	血色素量〔ヘモグロビン値〕	0 円
	ヘマトクリット値	0 円
	心電図(所見の有無)	0 円
	心電図(所見)	0 円
	聴力(右、1000Hz)	0 円
	聴力(右、4000Hz)	0 円
	聴力(左、1000Hz)	0 円
	聴力(左、4000Hz)	0 円
	視力(右)	0 円
	視力(左)	0 円
	視力(右;矯正)	0 円
	視力(左;矯正)	0 円
	胸部エックス線検査(がん:直接撮影)	0 円
	胸部エックス線検査(一般:直接撮影)(所見の有無)	0 円
胸部エックス線検査(一般:直接撮影)(所見)	0 円	
人間ドック	円	

追加単価の合計計算

請求情報

基本的な健診の窓口負担金額	0
詳細な健診の窓口負担金額	
追加健診・人間ドックの窓口負担金額	0
単価合計金額	10000 円
窓口負担金額	0 円
他の検診による負担金額	円
保険者への請求金額	10000

受診券記載の
保険者負担上限額

検査項目・費用計上方法は
契約内容を確認！

健診単価総合計が保険者負担上限額以下の
ため¥0（受診者負担なし）となる。

健診単価総合計が保険者負担
上限額未満のため、健診単価
総合計となる。

注：上記画面イメージは国保連合会システムの画面です。